

## 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名： 埼玉県

農業委員会名： 小川町農業委員会

## I 農業委員会の状況(令和7年4月1日現在)

※ 「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

## 1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和7年4月1日

任期満了年月日 令和10年3月31日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	14
認定農業者	—	8
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	3
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	9	9	4

## 2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	714
農業経営体数	260

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	274
女性	76
40代以下	21

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	47
基本構想水準到達者	20
認定新規就農者	10
農業参入法人	6
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	239	366	—	—	—	605

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

## II 最適化活動の実施状況

### 【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※ 「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

#### 1 最適化活動の成果目標

##### (1) 農地の集積

###### ①現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)		これまでの集積面積(B)		集積率(B)／(A)	
	605	ha	179.45	ha	29.7	%
課題	地域内に分散した農地の所在や多様な利用形態、耕作放棄地の増加などが、農地の効率的な利用や集積・確保を図るうえでの課題となっている。担い手が希望する条件に合致した農地を借りることができ、作業効率の向上や経営規模の拡大が実現できるよう、より一層農地の利用集積を図る必要がある。					

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

###### ②目標

農地の集積の目標年度	15	年度	集積率	56	%
今年度の新規集積面積	22.00	ha	農地面積(C)	605	ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	201.45	ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)／(C)	33.3	%

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

###### ③実績

今年度の新規集積面積	27.03	ha	農地面積(F)	605	ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	206.48	ha	今年度末の集積率 (H)=(G)／(F)	34.1	%
目標に対する達成状況(H)／(E)	102.5	%			

農業委員会の点検結果	昨年度には劣るものの、新規集積面積は目標数値をやや上回り、堅調な結果となった。要因としては、農地法第3条の下限面積要件が改正されたことなどにより農地取得のハードルが下がり、新規就農しやすい環境が整ったことなどが挙げられる。
------------	---

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消

##### ①現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況					
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積				
		うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積			
	106.24	ha	31.09	ha	75.15	ha
農業従事者の高齢化や担い手不足などの影響から、地域内に新たな遊休農地(耕作放棄地)が発生し、当該面積が思うように減少しない点が課題となっている。遊休農地(耕作放棄地)の早期発見に努めるとともに、速やかな指導や改善、担い手への集積を図る必要がある。						

##### ②目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	46.40	ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	9.28	ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	41.10 ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	農地法第3条の下限面積要件が撤廃され、小さな面積でも農業が始めやすくなったことを広く周知すること等により、新規就農のハードルを下げるとともに、農地等の利用を更に促進することで遊休農地(耕作放棄地)の解消に努めるものとする。

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	6.00 ha
---------------------------	---------

③実績

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	6.26 ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	67.5 %

b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	現在、工程表の策定には至っていない。今後、令和6年度に策定した地域計画の運用段階において、より一層内容のブラッシュアップを図るとともに、遊休農地の解消に向けた取組についても意識の醸成に努めたい。
-------------------------	---

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	4.43 ha
---------------------------	---------

④その他

農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和7年12月～令和8年1月		令和8年2月	
	1号遊休農地の面積	103.29 ha	うち緑区分の遊休農地	24.79 ha
		うち黄区分の遊休農地	78.50 ha	

  

農地の利用意向調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和8年2月～3月		令和8年3月	

農業委員会の点検結果	担い手不足等の影響により、年々、保全管理以上の状態を確保することが難しくなっているものの、今年度の遊休農地(緑区分)の解消実績面積は6.26haとなり、昨年度を上回る結果となった。また、昨年度は実施することができなかった利用意向調査については、予定通り実施することができた。
------------	---

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和4年度新規参入者	令和5年度新規参入者	令和6年度新規参入者
		6 経営体 2.80 ha	12 経営体 1.79 ha
課題	下限面積要件の撤廃等により新規参入者は一定程度増加したが、その殆どが小規模経営であり、農家として経営を拡大していく意向は少ないと感じる。農地自体は確保できるものの遊休化している場合も多く、併せて農家用住宅の確保が困難なため、安定した営農の継続や更なる新規就農の確保が課題となる。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均
	73.00 ha	51.00 ha	35.63 ha	53.21 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)	5.33 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)		0.00	ha
公表URL	—	(その他の公表方法)	—
目標に対する達成状況(B)/(A)		0.0	%
(参考)新規参入者の参入状況		参入経営体数	15 経営体
		取得農地面積	2.10 ha

農業委員会の点検結果	新規参入者数は昨年度と同数となったが、その殆どが小規模経営であり、農家として経営を拡大していく意向は少ないと感じる。農地自体は確保できるものの遊休化している場合も多く、併せて農家用住宅の確保が困難なため、安定した営農の継続や更なる新規就農の確保が課題となる。
------------	---

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	6 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	14 人
		農地利用最適化推進委員の人数	9 人

(2) 活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
11月	遊休農地の解消	遊休農地の解消強化月間として位置づけ、各委員が担当する区域ごとに農地パトロールを実施。利用意向に基づき、解消活動に積極的に取り組む。
12月	遊休農地の解消	遊休農地の解消強化月間として位置づけ、各委員が担当する区域ごとに農地パトロールを実施。利用意向に基づき、解消活動に積極的に取り組む。
1月	遊休農地の解消	遊休農地の解消強化月間として位置づけ、各委員が担当する区域ごとに農地パトロールを実施。利用意向に基づき、解消活動に積極的に取り組む。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	2 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の結果
12月	遊休農地の解消	遊休農地の解消強化月間として位置づけ、各委員が担当する区域ごとに農地パトロールを実施。利用意向に基づき、解消活動に積極的に取り組んだ。
1月	遊休農地の解消	遊休農地の解消強化月間として位置づけ、各委員が担当する区域ごとに農地パトロールを実施。利用意向に基づき、解消活動に積極的に取り組んだ。

※ 強化月間の結果欄は、強化月間中に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

### (3)新規参入相談会への参加

#### ①目標

新規参入相談会への参加回数	2 回
---------------	-----

開催時期	未定	相談会名	新・農業人フェア
参加者数	1人	開催場所	東京会場
相談会の内容	新規就農に関する事、農業への就職・転職に関する事、就農及び移住に関する事、農業の知識・技術を学ぶことに関する事、農業研修に関する事 など		
開催時期	未定	相談会名	新・農業人フェア
参加者数	1人	開催場所	東京会場
相談会の内容	新規就農に関する事、農業への就職・転職に関する事、就農及び移住に関する事、農業の知識・技術を学ぶことに関する事、農業研修に関する事 など		

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入  
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

#### ②実績

新規参入相談会への参加回数	0 回
---------------	-----

開催時期	—	相談会名	—
参加者数	—	開催場所	—
相談会の内容	—		
開催時期	—	相談会名	—
参加者数	—	開催場所	—
相談会の内容	—		

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入  
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

#### 目標の達成状況の評語

目標に対して期待どおりの結果が得られた
---------------------

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

#### 【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	
目標に対し期待を上回る結果が得られた	
目標に対して期待どおりの結果が得られた	23
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

### Ⅲ 事務の実施状況

都道府県名： 埼玉県  
 農業委員会名： 小川町農業委員会

#### 1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4月:改選後役員編成のため
													部会の開催は無し

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

#### 2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		23 件	うち許可	23 件		
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	30 日	処理期間(平均)	22 日
	総会開催日の公表	公表している	していない	申請書締切日の公表	公表している	していない

#### 3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)	・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定				
	・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任				
	・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任				
1年間の処理件数	10 件	うち許可相当	10 件	うち不許可相当	0 件
処理期間	標準処理期間	申請書受理から	45 日	処理期間(平均)	42 日

#### 4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積	年度末時点の違反転用面積
	605 ha	0.05 ha
違反転用解消のために実施した活動内容	1箇所ではあるが、資材置場等に違反転用されており、いまだ全面撤去に至らない。農地の確保・有効利用を図るうえでの課題であり、今後も地元住民等と連携し、引き続き、重点的な監視活動を実施していく必要がある。	
実 績	違反転用解消面積 — ha	

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入